

地域振興事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-22 地域振興事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 定住促進奨励金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</li><li>2 宅地分譲事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>3 住宅建設促進利子補給事業については、合併時に廃止する。</li><li>4 過疎計画については、現計画を尊重し、新町において新たに策定する。</li><li>5 辺地総合整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>6 企業開発促進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li></ol>	

「調整第101号（協議第32号） 地域振興事業の取扱いについて」資料  
 十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-22 地域振興事業の取扱い
調整の内容	1 定住促進奨励金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。 2 宅地分譲事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 住宅建設促進利子補給事業については、合併時に廃止する。 4 過疎計画については、現計画を尊重し、新町において新たに策定する。 5 辺地総合整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 6 企業開発促進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
定住化の促進				
定住促進奨励金事業	該当なし	該当なし	・目的 過疎地域活性化対策として、定住人口の確保と増加を図るとともに、福祉の向上に寄与する。 ・奨励措置 結婚祝金 村民が結婚した場合 ア.村民同士 1万円 イ.いずれか新規村民 2万円 ウ.事業主及び事業後継者 10万円	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。



区分	現況			調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村		
定住化の促進(ごみや)	宅地分譲事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的 定住人口増加対策として、村直轄で宅地分譲を行う。 新緑町団地 12区画 すずらん団地 6区画  上更別団地 19区画 (民活導入、7年後買い戻し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的 定住人口増加対策として、村直轄で宅地分譲を行う。 あおぞら団地 14区画 (うち2区画は土地開発公社が所有。ただし、平成16年度中に土地開発公社は解散される予定。)</li> </ul>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	住宅建設促進利子補給事業	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的 村内に住宅を建設する者に対し、借入資金にかかる利子補給を行い、経費の負担軽減と持家住宅建設促進を図る。</li> <li>対象者 自ら居住する住宅を新築若しくは購入した者 村税を完納している者</li> <li>対象資金 165㎡以内の住宅を新築若しくは購入のため借り入れた住宅資金</li> <li>対象金額 融資を受けた金額のうち600万円以内</li> </ul>	合併時に廃止する。

区 分		現 況			調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	
定住化の促進(つづき)	住宅建設促進 利子補給事業 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利子補給の額 借入利率年3.5%を超える分について、未償還元金に利率年1.5%以内の利率を乗じて得た額</li> <li>・ 利子補給の期間 償還開始から60月間以内</li> </ul>	
	過疎計画	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称 更別村過疎地域自立促進市町村計画</li> <li>・ 策定年度 平成12年度</li> <li>・ 計画期間 前期 平成12年度 ～平成16年度 後期 平成17年度 ～平成21年度</li> <li>・ 概要 過疎地域の自立を促進し、産業経済の発展振興と、地域住民の生活、文化の安定向上を図る。</li> <li>・ 地域指定 平成21年度まで(時限立法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称 忠類村過疎地域自立促進市町村計画</li> <li>・ 策定年度 平成12年度</li> <li>・ 計画期間 前期 平成12年度 ～平成16年度 後期 平成17年度 ～平成21年度</li> <li>・ 概要 過疎地域の自立を促進し、産業経済の発展振興と、地域住民の生活、文化の安定向上を図る。</li> <li>・ 地域指定 平成21年度まで(時限立法)</li> </ul>	現計画を尊重し、新町において新たに策定する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
辺地総合整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 辺地地区 大豊辺地、明倫辺地、駒畠辺地、古舞辺地、美川辺地、新和辺地、南勢辺地、中里辺地</li> <li>・ 総合整備計画 地区名：駒畠・新和・南勢・明倫 計画年度：平成14年度 ～平成18年度 整備施設：農道、農業担い手支援センター、簡水浄水施設など 総事業費：1,884,500千円 地区名：古舞、美川 計画年度：平成15年度 ～平成19年度 整備施設：簡水浄水施設 総事業費：131,500千円</li> <li>・ 概要 交通条件が悪く自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域とその他の地域との住民の生活文化水準の著しい格差是正を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 辺地地区 勢雄辺地、協和辺地、更南辺地</li> <li>・ 総合整備計画 地区名：勢雄 計画年度：平成14年度 ～平成18年度 整備施設：道路 総事業費：140,000千円</li> <li>・ 概要 交通条件が悪く自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域とその他の地域との住民の生活文化水準の著しい格差是正を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 辺地地区 西当辺地、中当辺地、幌内辺地</li> <li>・ 総合整備計画 該当なし</li> </ul>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
企業開発促進 事業(補助金以 外)	<p>【課税免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 リバーサイド幕別工業団地 (農村地域工業等導入促進法 導入地区)において農工法第10 条の規定の適用を受ける家屋及 び償却資産並びに当該家屋の敷 地である土地</li> <li>・内容 固定資産税(3年間)</li> </ul> <p>【融資斡旋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 工業団地内に事業場を新設又 は増設する場合</li> <li>・限度額 工業団地の取得資金で1億円 以内(用地取得費の80%以内)</li> <li>・融資枠 町が預託する3倍以上 (貸付期間10年超は1.5倍)</li> <li>・償還期間 20年以内</li> </ul>	<p>【課税免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 過疎地域自立促進特別措置法 第2条第1項に規定する過疎 地域において、租税特別措置法 第12条第1項の表第3号又は 第45条第1項の表第3号の適 用を受ける家屋及び償却資産 並びに当該家屋の敷地である 土地</li> <li>・内容 幕別町と同一</li> </ul> <p>【融資斡旋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	<p>【課税免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 更別村と同一</li> <li>・内容 幕別町と同一</li> </ul> <p>【融資斡旋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	<p>現行のとおり新町 に引き継ぐものとし る。</p>

## 地域振興事業の取扱いに関する法令

### ○過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）

（過疎地域）

第2条 この法律において「過疎地域」とは、次に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

(1) 次のいずれかに該当すること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口から当該市町村人口に係る昭和45年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「35年間人口減少率」という。）が0.3以上であること。

ロ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.24以上であること。

ハ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.15以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和45年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値が0.19以上であること。

(2) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で平成8年度から平成10年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.42以下であること。

2 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

（過疎地域自立促進市町村計画）

第6条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

2 市町村計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
- (2) 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- (3) 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
- (4) 生活環境の整備に関する事項
- (5) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- (6) 医療の確保に関する事項
- (7) 教育の振興に関する事項
- (8) 地域文化の振興等に関する事項
- (9) 集落の整備に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項



- 3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。
- 4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。
- 5 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に申し出ることができる。
- 6 第1項及び前2項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(市町村の廃置分合等があった場合の特例)

第33条 過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更があった場合には、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域で総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定める基準に該当するものは、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。

- 2 合併市町村(市町村の合併(2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。))により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下同じ。)のうち合併関係市町村(市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。)に過疎地域の市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

## ○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律

### (昭和37年法律第88号)

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定め、これを総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

- 2 総合整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備を必要とする辺地の事情
- (2) 整備しようとする公共的施設
- (3) 整備の方法
- (4) 整備に要する経費とその財源内訳
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

- 3 都道府県知事は、第1項の規定により市町村が総務大臣に提出する総合整備計画に関し、当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、これを総務大臣に提出するものとする。

4 総務大臣は、第1項の規定により総合整備計画の提出があつた場合においては、ただちに、その旨を当該総合整備計画について関係がある各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の各省各庁の長をいう。）（以下「関係各省各庁の長」という。）に通知しなければならない。この場合において、関係各省各庁の長は、当該総合整備計画についてその意見を総務大臣に申し出ることができる。

5 前4項の規定は、第1項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

### ○農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）

（減価償却の特例）

第9条 工業等導入地区内において工業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第10条 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により、地方公共団体が、工業等導入地区のうち総務省令で定める地区内において工業等の用に供する設備のうち総務省令で定めるものを新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、総務省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降3箇年度におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

### ○租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第12条 青色申告書を提出する個人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第1欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第3欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該個人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該工業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第49条第1項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第4欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただ

し、当該工業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

地区又は地域	事業	資産	割合
1 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第3項の規定により同条第1項又は第2項の実施計画において定められた工業等導入地区	製造の事業 その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	100分の8（建物及びその附属設備については、100分の4）
2 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区	製造の事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備	100分の11（建物及びその附属設備については、100分の6）
3 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区及びこれに類する地区として政令で定める地区並びに水源地域（水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第3条第1項の規定により水源地域として指定された地区のうち政令で定める地区をいう。）	製造の事業 その他政令で定める事業	機械及び装置並びに建物及びその附属設備で、政令で定めるもの	100分の11（建物及びその附属設備については、100分の7）
（*4号以下略）			

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第45条 青色申告書を提出する法人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第1欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第3欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第31条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が10億円を超える場合には、10億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第4欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

（\*表 第12条第1項の表と同一につき省略）

## ○地方税法（昭和25年法律第226号）

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

## 先進事例

### ささやまし 篠山市(兵庫県)

- (1) 若者定住奨励事業については、合併後3年間、現行のとおりとする。
- (2) 帰郷者住宅新築資金利子補給金交付制度については、合併時に廃止する。ただし、合併前に当該条例の適用を受けている者については、利子補給期間が終了するまでの間は、なお従前の例による。

### とうみよし 東御市(長野県)

- (20) 若者定住促進事業については、合併後5年間、北御牧村地域において継続する。

### きょうたんごし 京丹後市(京都府)

#### (1) 定住促進事業の取扱い

情報提供事業は現行のとおりとし、新市において全域を対象とした事業を推進する。

支援・給付事業については、合併時に一旦廃止するが、新市において総合的な視点から検討する。ただし、助成金の交付決定を受け、合併時に助成期間が満了していない者については、その残存期間は引き続き助成する。

### みねし みとうちょう しゅうほうちょう 美祢市・美東町・秋芳町合併協議会(山口県)

1、2、5 略

3 過疎地域自立促進計画については、新市において速やかに新計画を策定する。

4 定住促進対策事業については、現制度について廃止することとし、新市において新たな制度を検討する。

### 仁多郡二町法定協議会(島根県 合併予定 平成17年3月31日以前)

1、4、5、7 略

2. 過疎計画については、新町において策定する。

3. 辺地計画については、新町の現況で再算定し、必要に応じて策定する。

6. 定住促進事業、まちづくり事業及び施設整備等補助事業については、新町において調整する。